○科学研究費補助金取扱規程

(平16規程第93号 平成16年10月25日)

改正 平18規程第36号 平成18年12月12日

平20規程第45号 平成21年3月31日

(目的)

第1条 独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)における科学研究費補助金(以下「補助金」という。)の事務の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)その他法令等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、研究者とは組織規程(平16規程第3号)第153条の自らの研究を行う者とする。

- 2 この規程において「直接経費」とは、補助金による研究の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- 3 この規程において「間接経費」とは、補助金による研究の実施に伴う管理等に必要な経費として、 機構が使用する経費をいう。

(補助金の管理)

第3条 機構は、研究者に代わり、補助金を管理するものとする。

(申請等の事務)

第4条 文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会に対する補助金に係る申請、研究内容及び経費配分の変更、報告等に関する事務は、事業推進部推進課において行うものとする。

(設備等の取扱い)

- 第5条 機構は、研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)について、当該研究者からの寄付を受け入れるものとする。
- 2 当該研究者が機構の所属でなくなる場合には、その求めに応じて、設備等を当該研究者に返還するものとする。

(間接経費の取扱い)

第6条 機構は、研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに 関する事務を行うものとする。

- 2 当該研究者が機構の所属でなくなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を 当該研究者に返還するものとする。
- 3 前項の規定は、当該研究者が新たに所属する機関が、間接経費の譲渡を受け入れない場合には適用しないものとする。

(立替)

第7条 機構は、新たに補助金の交付を受けた研究者又は過年度において補助金の交付決定を受けた研究者が、補助金の交付を受ける年度において文部科学省、独立行政法人日本学術振興会又は研究代表者の所属機関から補助金を受領するまでの間において、補助金を使用する必要が生じた場合、これを立替えることができる。

2 立替に係る必要事項は、細則に定める。

(使用実績の報告)

第8条 研究者は、交付を受けた直接経費について、執行状況を適切に管理するものとする。

2 研究者は、必要に応じて当該年度における使用実績を取りまとめ、報告するものとする。

(監査)

第9条 研究者は、補助金の執行に関する監査に協力するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、補助金の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成16年10月25日から施行する。

附 則 (平18規程第36号)

この規程は、平成18年12月12日から施行する。

附 則(平20規程第45号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。